

登園許可書（医師が記入した許可書）

下記の一覧表の病気については、医師の証明「登園許可書」が必要です。

	感染症名	出席停止期間の基準
1	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
2	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
3	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
4	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
5	風疹	発疹が消失するまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
7	結核	感染のおそれがないと認められるまで
8	腸管出血性大腸菌感染症	園医、その他の医師において感染のおそれなしと認められるまで
9	急性出血性結膜炎	
10	流行性角結膜炎	
11	髄膜炎菌性髄膜炎	

登園届（医師の診断を受け、保護者が記入する届）

下記の一覧表の病気については、病状が回復し、保育園での集団生活に支障がない状態と医師から判断を受けたうえで、「登園届」を保護者が記入し、保育園にご提出ください。

	感染症名	登園のめやす
1	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ除く）	発症後5日、かつ解熱後2日（乳幼児 は3日）を経過するまで
2	溶連菌感染症	適切な抗菌薬内服後24時間以降
3	マイコプラズマ肺炎	症状が回復するまで
4	手足口病	症状が回復するまで
5	伝染性紅斑（りんご病）	症状が回復するまで
6	感染性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス）	下痢、嘔吐が消失するまで
7	ヘルパンギーナ	症状が回復するまで
8	RSウイルス感染症	症状が回復するまで
9	带状疱疹しん	病変部が被覆するまで。ただし、乳幼児はかさぶたになるまで

※家族に感染症が発生した場合、もしくは可能性がある場合、すみやかにお知らせください。